

都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議 規約

(名称)

第1条 本会は、都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が時代の要請に応じて果たしてきた役割や国民生活との関わりを振り返り、先人たちの工夫により生み出された150年の歴史を象徴する施設を整理する観点から、現存するこれらの施設を登録の上、都市公園の歴史に係る記憶として次世代に伝えるとともに、広く国民に周知することを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 有識者会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登録すべき公園施設の基準案の作成に関する事
- (2) 都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会において策定した公園施設登録基準に基づく都道府県及び政令市からの申請を踏まえ、公園施設登録候補案の作成に関する事
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 有識者会議は、学識経験者、国および地方公共団体をもって組織する。

2 有識者会議に別表に掲げる委員8名を置く。

(役員)

第5条 有識者会議に、次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 1名
- 2 座長は、東京都市大学特別教授 涌井 史郎をもって充てる。
 - 3 副座長は、座長が委員の中から指名する。

(役員職務)

第6条 座長は、有識者会議を代表し、その会務を総理する。

第7条 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 有識者会議の会議は、必要に応じ座長が招集し、議長は座長があたる。

2 会議においては次の事項を審議する。

- (1) 有識者会議の規約に関する事項
- (2) 公園施設登録に関する事項
- (3) その他会議運営に必要な事項

3 会議は、有識者会議構成員の二分の一以上の出席をもって成立する。ただし、代理又は委任状による出席を認めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第9条 有識者会議の事務を処理するため、事務局を一般社団法人日本公園緑地協会の中に置く。

(解散)

第10条 有識者会議は、その目的を達成したときに解散する。

附 則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

別 表

都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議 委員名簿

涌井 史郎	東京都市大学 特別教授
篠沢 健太	工学院大学建築学部 まちづくり学科 教授
竹内 智子	千葉大学園芸学研究院 准教授
武田 重昭	大阪公立大学大学院農学研究科 准教授
林 まゆみ	一般社団法人みどり・人・まち研究所 代表理事 兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 元教授
伊藤 康行	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
根来 千秋	東京都建設局公園計画担当部長
小幡 俊一	名古屋市緑政土木局緑生部長